

令和4年1月6日

顧問先各位



福井市御幸4丁目10番11号
坪内富男税理士事務所
TEL(0776)23-1500

改正電子帳簿保存法の猶予について

拝啓

時下コロナ禍にあってもますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「電子帳簿保存法」の改正について令和3年11月にご案内をさせて頂いたところではあります。令和3年12月10日に令和4年度の与党税制改正大綱が発表され、「電子帳簿保存法」の改正について、猶予期間(宥恕措置)が設けられる旨の報道がありました。

これについて、令和3年12月27日に正式に改正され、国税庁ホームページにて案内が公開されましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に係るシステム等や社内でのワークフローの整備未済等、保存要件に従って電磁的記録の保存を行うための準備を整えることが困難である場合には、同法における宥恕措置に規定する「やむを得ない事情」に該当し、「令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査の際に提示・提出できるようにしていれば良い」と取り扱いが改正されました。

尚、この取り扱いを受けるための事前申請等の手続きは不要です。

令和6年1月1日からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

※ご不明な点等がございましたら、当事務所担当者までお気軽にお問い合わせください。

以上